

批を奉けたるに、詳の如く給咨し、該国王に備移し、汎に乗じて遣発回国するを查照せしめよ。並びに福防同知に行令して閩安協副將と会同して驗明し、員弁を派撥して小心に護送出洋せしめよ。並びに長行回国の日期を取り、通詳して題を請え。仍お撫部院の批示を候て。繳す。冊は存す、とあり。

又、巡撫部院韓（克均）の批を奉けたるに、詳の如く給咨し、汎に乗じて遣発回国するを該国王に備移して查照せしめよ。仍お該庁をして閩安協と会同して驗明せしめ、員弁を派撥して護送出洋せしめよ。長行回国の日期を取具し、別に詳もて題するを請え。違う母かれ。仍お督部堂の批示を候て。繳す。冊は存す、等の因あり。此れを奉けたり。

茲に遣発回国の期に当たり、合に就ちに移知すべし。此れが為に備咨す。請煩わくは查照施行せられよ、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

今、査するに、難商を護送せる都通事魏永昌等、經に貴司暨び両院の、皇上の柔遠の至意に仰体し、例に照らして館駅に安頓し、口糧・行糧を給与し、併びに緞紗・布疋及び修船の銀兩を賞給し、遣発回国せしめらるるを蒙る。此れ誠に挙国、感激すること滙て無き所以の者なり。

茲に接貢の便に逢えば、理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは查照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

道光七年（一八二七）八月十二日

注\*本文書は「二四四―一五」の咨覆である。

2-145-08

国王尚灝の、接貢のため存留通事魏字源等に付した執照

（道光七《一八二七》、八、二）

琉球国中山王尚（灝）、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回せんが事の為にす。

照得したるに、本爵、業に道光六年秋に貢使紫巾官馬開基・正議大夫梁文翼等を遣わし、表章・方物を齎捧し、天朝に入貢す。經に本爵、福建等处承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴かしめ、聖禮を叩祝せしめて案に在り。

茲に還国の期に当たり、例として応に船を撥りて接回すべし。

此れが為に特に都通事魏思聰等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領し、海船一隻に坐駕し、前みて福建に至らしむ。皇上の勅書・欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京回の使臣馬開基・梁文翼・王不烈と在閩の存留通事梁必達等を接えて還国せしめんとす。

但だ差わす所の員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府の札字第二百四十

四号の半印勘合の執照一道を給発し、存留通事魏<sup>(1)</sup>学源等に付し、収執<sup>(2)</sup>して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海巡哨の官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母<sup>な</sup>からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 魏思聰 人伴四名

在船使者二員 <sup>(3)</sup>蘇定得 人伴八名  
<sup>(4)</sup>向文範

存留通事一員 魏学源 人伴六名

管船夥長・直庫二名 <sup>(5)</sup>陳時昌 楊□□

水梢共に六十五名

右、執照は存留通事魏学源等に付し、此れを准けしむ

道光七年（一八二七）八月初二日

注（1）魏学源 乾隆五十八〜道光二十三年（一七九三〜一八四三）。久米村系魏氏（楚南家）九世。嘉慶二十一年通事、道光二年邁達理官、三年都通事、十三年中議大夫、二十一年正議大夫、二十二年申口座に陞る。嘉慶二十年讀書習礼のため閩に赴き、二十三年帰国。道光七年接貢の存留通事、十七年謝恩の朝京都通事、二十年四年一貢とされた貢期を従来通り二年一貢に復するように要請するための大通事となる。道光二十二年久志間切有銘の名島を賜り、二十三年美里間切楚南地頭職を授かる（『家譜（二）』三九頁）。『福建進京水陸路程』の著述がある（道光十八年）。

（2）執 校訂本では、「報」とあるが、類例により「執」とした。

（3）蘇定得 小橋川筑登之親雲上（『家譜（二）』四〇頁、魏学源の

譜）。道光七年接貢の在船使者。

（4）向文範 道光七年接貢の在船使者。『宝案』では道光十二年進貢の在船使者としても名がみえる（卷一五五）。

（5）陳時昌 道光七年接貢の管船火長。